

制限付一般競争入札の公告

< 工事名称 >

北ひろしま福社会東部緑の苑新築工事

平成 25 年 3 月 16 日

一般競争入札に係る公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という）を実施する。

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名称 北ひろしま福祉会東部緑の苑新築工事
- (2) 工事場所 北海道北広島市共栄 276 番地
- (3) 工事期間 平成 25 年 5 月 27 日～平成 26 年 3 月 26 日（予定）
- (4) 工事概要 特別養護老人ホームユニット型指定介護老人福祉施設
「東部緑の苑」新築工事
建築主体工事、各種設備工事、外構工事
 - ① 建物概要 <建築、電気、設備、昇降機>
 - ・規模、構造 : 地上4階建 鉄筋コンクリート造
 - ・敷地面積 : 9,422.09㎡
 - ・建築面積 : 1,885.31㎡
 - ・延床面積 : 6,342.95㎡
 - ② 外構工事 <植栽及び駐車場整備>

2. 入札参加者に要求される資格

入札参加希望者は、単体又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次の要件を満たしていること。

(1) 単体又は共同企業体構成員の要件

- (ア) 北海道の「平成 23、24 年度北海道競争入札参加資格名簿が「建築工事 A 等級区分」で格付けされており、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する「建設工事業」の許可を受けていること。
 - (イ) 単体の企業は北海道の総合評価点（P）が 1,400 点以上であること。
 - (ウ) 共同企業体を構成する企業の場合は構成員の数は代表者を含めて 2 社とし、代表者は北海道の総合評価点（P）が 1,400 点以上であること。
 - (エ) 共同企業体の代表者以外の構成員は北海道内に本店を有する者とし、かつ北海道の総合評価点（P）が 880 点以上であること。
- (2) 申請者は、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者で、かつ、発注工事に対する建設業の種類について、許可を受けて 4 年以上当該建設業を営んでいること。
 - (3) 申請者は北海道内に本店若しくは支店を有すること。
 - (4) 単体の申請者及び共同企業体の代表者は、過去 5 年以内（平成 19 年度以降）に北海道内において福祉施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム等）で延べ床面積 5,000 ㎡以上の施工実績（共同企業体の場合は代表者に限る）を有すること。
 - (5) 申請者は、建設業法第 26 条に基づき監理技術者を専任で配置できること。
 - (6) 申請者は、入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領及び北広島市の競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないものであること。

- (7) 申請者は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。
- （ア） 資本関係
- 次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
1. 親会社と子会社の関係にある場合。
 2. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- （イ） 人的関係
- 次のいずれかに該当する場合。ただし、1. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
1. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 2. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- （ウ） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他の上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において、関係がないこと。
- （設計業務の受託者） 株式会社久米設計札幌支社
（札幌市中央区北 3 条西 4 - 1 - 1）
- (10) 共同企業体を編成する場合の各構成員の出資比率は、均等割の 60%以上とする。なお、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は、これに準じる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 落札者は地元貢献として施工、資材等を北広島市内に本社又は営業所のある企業を考慮する事。

3. 契約条項を示す場所

北海道北広島市朝日町 4 丁目 4-11

社会福祉法人北ひろしま福祉会 法人本部

※ その他 契約書の作成を要する。

契約の締結に際し、理事会の議決を要する。

4. 担当部課

〒061-1123 北海道北広島市朝日町 4 丁目 4-11

社会福祉法人北ひろしま福祉会 （担当：奥田孝喜）

TEL011-373-8809 E-mail okuda-kk@kitahiro-fukusikai.or.jp

5.入札参加資格審査申請

本工事の入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して提出し、前記「2.入札参加者に要求される資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

- (1)提出方法：持参または郵送（配達記録郵便等の配達記録が残るものに限る。）
- (2)提出場所：前記「4.担当部課」に同じ
- (3)提出期限：平成25年3月29日（金曜日）17時00分まで
- (4)提出書類：①一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
②北海道建設部長が発行する資格決定通知書の写し
③類似工事施工実績調書（様式2）
④類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書（様式3）または契約書等の写し 他）
⑤共同企業体協定書（様式4）
⑥年間委任状（様式5）
⑦配置予定技術者調書（様式6）
⑧法令による免許の取得を証明する書面の写し
- (5)資格審査：本工事の入札参加希望者が前記2.に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成25年4月3日(水)に書面により通知する。また、入札参加資格がないと認められた者に対してはその理由を説明する。
- (6)問 合 せ：入札参加資格審査申請に関する問い合わせは、随時 前記「4.担当部課」において受け付ける。

6.現場説明会の日時及び場所

- (1)日時：平成25年4月5日（金）11時00分
- (2)場所：北広島市朝日町4丁目4-11
社会福祉法人北ひろしま福祉会 ふれあいステーションほっと2階会議室（法人本部）
- (3)設計図書等の貸与
 - ①設計図書：入札参加希望者には、設計図書等は無償にて1部貸与する。
 - ②留意事項：(ア) 設計図書等は、当法人の了解なく、複写または他に公表・使用してはならない。
 - (イ) 貸与した設計図書等は、後記「9.入札執行の日時及び場所」に持参し、落札者以外は、必ず返却すること。
 - (ウ) 建設予定地等の視察は、一般競争入札参加資格審査結果の通知後、随時受け付ける。ただし、必ず事前に視察希望日時を前記「4.担当部課」へ連絡すること。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付及び方法

設計図書等に関する質問は、指定の書式による文書のみ受け付けることとし、電子メール（必須）によること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。

① 受付期間：平成25年4月12日（金）17時00分まで

② 受付担当：株式会社久米設計札幌支社 担当：明円（TEL 011-241-4791）

Email Koichi.Myoen@kumesekkei.co.jp

(2) 質問に対する回答

対象者：質問者及び質問者以外の方の入札参加希望者

① 回答方法：電子メールにおいて送信

② 回答日：平成25年4月16日（火曜日）17時00分までに回答

8. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時：平成25年4月24日（水曜日）10時00分

(2) 場所：北広島市中央6丁目2番地1

北広島市芸術文化ホール（花ホール）活動室2

※ 入札執行日は、国庫補助の採択要件等により延期・中止する場合があります。（後記「15.国庫補助事業の取り扱い」参照）

9. 入札方法等

(1) 入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体撤去工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、再資源化等に要する費用及び解体撤去工事に要する費用を含めて入札を行うこと。

(4) 入札金額を見積もる際、本書・設計図書及びその他関係書類において特段の指示事項がなく、捉え方・考え方が多岐に渡るなど不明な点がある場合は、前記「8.質問の受付及び回答」により問い合わせること。

(5) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(6) 入札参加資格者またはその代理人（複代理人）は開札に立ち会わなければならない。

10.入札の無効

一般競争入札参加資格審査申請書等の当法人に提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札及び競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているもの、その他の開札の時ににおいて前記「2.入札参加者に要求される資格」に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

11.落札者の決定

- (1)決定方法：①予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る）した者を落札者とする。
②最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とする。
③入札に際して1回目又は2回目にて失格となった者は次の入札に参加出来ない。
④落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (2)予定価格：公表しない
- (3)最低制限価格：設定する
- (4)留意事項：3回の入札で落札しない場合は、3回目に最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行う。また、全入札参加者が失格となった場合は、最低制限価格に最も近い者と随意契約の交渉を行う。

12.入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金 免除
(2)契約保証金 免除

13.消費税等課税事業者等の届出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

14.入札の辞退

入札参加希望者は、入札及び開札日まで、いつでも参加を辞退することができるものとする。ただし、辞退する場合は、辞退書（任意様式）を提出すること。また、入札執行時間までに来場しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

15.国庫補助事業の取り扱い

- (1)本業務は、国庫補助事業であることから、国庫補助の採否の結果や採択要件により入札執行の取り止めまたは入札執行日の延期を行う場合がある。
- (2)国庫補助の採択要件により、工事期間の延長または変更を行う場合がある。
- (3)国庫補助に関する関係資料（補助対象経費と対象外経費の内訳書など）の作成を依頼する場合がある。

16.支払条件

工事の工程を勘案し、原則として3回分割して金融機関への振込みの方法により支払うこととするが、支払い金額及び支払い時期等については、契約締結時に双方協議して決定する。ただし、国庫補助事業の取り扱いにより支払い時期を変更する場合がある。

17.その他

- (1)本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2)提出期限までに一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出しない者、入札参加資格審査決定通知を受けなかった者及び入札説明会に参加しなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (3)一般競争入札参加資格審査申請書及びその他関係書類の作成・提出、入札説明会への参加、その他本入札への参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (4)一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類に虚偽の記載をした場合及び添付書類を偽装して提出した場合は、無効とする。
- (5)一般競争入札参加資格審査申請書の取扱い
 - ① 提出された関係書類を当法人の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された関係書類は、返却しない。
 - ③ 提出された関係書類は、落札者決定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
 - ④ 関係書類の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。
- (6)当法人より受領した資料は、原則として貸与資料であることから、必要に応じて返却を求められることがある。また、当法人の了解なく他に公表、使用してはならない。